

雇用保険・社会保険に加入に際しての留意点

松戸商工会議所だより 2010.4.10 掲載

雇用保険・社会保険に 加入に際しての留意点

〈質問〉

今度人を一人雇います。雇用保険に入ったり、労災なんか必要と思いません。健康保険などは？他に留意することなど教えてくださいと助かります。

1. 労働条件を文書で出す必要がある
まず雇うときは労働条件について、文書で通知することが必要です。

雇用する期間、働く場所、仕事の内容、始業・終業の時間、休憩、休日、賃金、退職に関すること、雇用保険や健康保険、厚生年金保険など「労働条件通知書」という形で労働者に提示し、同意をもらいます。住所、氏名を自署押印をしてもら

2. 労働時間の長さなどで雇用保険に入るかどうか決まる
勤務時間は始業と終業の時間を書くことになりませんが、その結果で雇用保険に入るかどうかが決まります。「期間の定めがなく」「1週間に40時間労働」で

3. 社会保険に入るかどうかは3/4基準
次は社会保険の加入です。従業員が社会保険に入りたいという企業は助成金が出る可能性があります。非正規社員を正規社員として雇う制度を作って実際に社員登用したり、待遇を正社員並みにするなどすると助成金は出やすいです。パートさんとして雇う場合も多いと思います。私の事務所のホームページに助成金の一覧表を載せてありますので、探してみるのも良いかもしれません。

4. 雇用保険に入っているら助成金の可能性が
ある

場合ですと、ハローワークの職員から内容チェックのために労働条件通知書などの提示を求められます。

だか1週間に3日程度しか働かないということであれば逆に社会保険に入ることはできません。そのあたりよく考えて、労働時間を決めてください。

雇用保険に入っているら助成金の可能性がある

雇用保険に入っているら助成金の可能性がある

